

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 13 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第 3 備考 2 中「同条第 2 項第 1 号」を「同条第 2 項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定するものに限る。)」を加え、「第 41 条の 19 の 2 第 1 項及び」を「第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、同備考 3 中「(同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削る。

別表第 5 備考 2 中「同条第 2 項第 1 号」を「同条第 2 項各号」に改め、「寄附金」の右に「(同項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定するものに限る。)」を加え、「第 41 条の 19 の 2 第 1 項及び」を「第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに」に改め、同備考 3 中「(同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定

は、平成22年7月分の児童福祉法第50条第7号及び第7号の2並びに第51条第2号に規定する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)